


東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針

令和2年7月改訂(令和3年3月一部改訂)

 東京都福祉保健局

東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針

目 次

第1章 指針の策定（改訂）に当たって	1
1 目的	1
2 経緯	1
3 要配慮者対策との関係	3
第2章 平常時から準備しておくこと	7
1 在宅人工呼吸器使用者の把握	8
2 在宅人工呼吸器使用者災害対策リストの作成・集約	13
3 在宅人工呼吸器使用者のマップの作成・集約	15
4 区市町村の防災情報の共有	16
5 災害時個別支援計画の作成	16
6 防災・避難訓練の実施	28
第3章 災害が予想されるときへの対応（台風、大雨等による風水害）	30
1 情報収集	30
2 災害時個別支援計画に沿った対応の確認	31
3 災害時個別支援計画に沿った行動が起こせたかの検証	32
第4章 災害発生時への対応	33
1 災害情報の収集と災害時個別支援計画に沿った行動	34
2 在宅人工呼吸器使用者災害対策リストによる安否確認及び安否情報の集約	34
3 情報提供、療養支援	36
別添 資料1 災害時・緊急時支援に係る情報提供書兼同意書	39
資料2 在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト（例）	42
資料3 在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画	43
資料4 在宅人工呼吸器使用者のための災害時個別支援計画作成の手引	57
資料5 新型コロナウイルス感染症蔓延期の人工呼吸器使用者への災害対応の留意点（令和3年2月時点）	68 - 2
関係機関一覧のリンク先	69
参考資料	70

○高潮浸水想定区域図：東京都港湾局・建設局

<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/yakuwari/takashio/shinsuisoutei.html>

また、区市町村の本庁・支所や保健所・保健センター、かかりつけ医が所属する医療機関、訪問看護ステーション及び介護事業所、指定相談支援事業者等関係機関のハザードマップも確認しておきます。

ステップ2 災害予想時・災害発生時の対応を決定する

①停電時、②地震発生時、③風水害時等に迅速かつ適切に対応するために、具体的な行動を決めておきます。

ア 決定しておくべき共通事項

(ア) 安否確認をどこが行うのか

どういう場合に、どの機関がどのような方法で安否確認を行い、どのように関係機関に連絡するのかをあらかじめ決めておきます。

なお、要配慮者情報を関係者間で共有するに当たっては、多職種連携システムやSNS等の活用も有効です。

また、安否確認を行う機関は、あらかじめ在宅人工呼吸器使用者災害対策リストを作成しておきます。

安否確認とその連絡方法は、各関係機関が災害用伝言サービス（災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言版（web171）等）やSNSを確認する、訪問看護ステーションが安否や状態を確認し、区市町村の支援窓口等に連絡する、ホームヘルパーからの連絡を待つ、在宅人工呼吸器使用者・家族からメールをもらう、区市町村の福祉のケースワーカーなど要配慮者対策班が訪問して支援窓口等に連絡する、近所の方が訪問して支援窓口等に連絡する、保健所・保健センターが訪問する等、在宅人工呼吸器使用者ごとに異なります。

また、複数の安否確認方法を決めておくことが望ましいです。

区市町村の本庁・支所や保健所等の被災や、予定していた安否確認機関が被災した場合などの対応方法もあらかじめ考えておきます。

(イ) 地域における支援者の確保

人工呼吸器が停止するような状況になるなど、搬送が必要な場合には、在宅人工呼吸器使用者・家族のみでの対応は困難です。日頃から、

シミュレーションを実施することに努め、家族のみでなく近所の方や民生委員等、地域において複数の支援者を確保しておくことが大切です。なお、計画の作成や共有、シミュレーションの実施等、関係機関や支援者が集まる際には、感染症の防止策を徹底します。

(ウ) 体調の悪化等により在宅療養が困難となった場合の相談先

災害発生時の医療機関の対応は、平常時の対応とは異なる場合があります。災害時にどの医療機関がどのような役割を担うのか、事前に確認しておく必要があります。

その上で、災害発生時に状態が悪化した場合を見据え、相談先（かかりつけ医、訪問看護ステーション、医療救護所等）を区市町村の支援窓口等担当部署やかかりつけ医と話し合っておくなど、事前の備えが大切です。

また、在宅人工呼吸器使用者・家族、関係者は、平常時からどのような状態の悪化が受診、入院の目安となるのかについて、かかりつけ医に相談しておくことが大切です。

【参考：災害時の医療体制】

災害時における診療所、歯科診療所及び薬局は、次の二つの役割を担っています。

① 専門的医療を行う診療所

救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所は、原則として診療を継続する。

② 一般診療所・歯科診療所及び薬局

「① 専門的医療を行う診療所」以外の診療所・歯科診療所及び薬局は、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動や診療継続に努めます。

また、東京都は、被災地の限られた医療資源を有効に活用するため、全ての病院を災害拠点病院、災害拠点連携病院、災害医療支援病院のいずれかに区分しており、それぞれに役割があります（77ページ参照）。

大規模災害等により、通常医療体制では対応できない場合、区市町村は各地域防災計画等に基づいて医療救護所（78ページ参照）を設置します。

まとめた「東京マイ・タイムライン」を公表しています。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/mytimeline/index.html>

避難行動の判断及び避難するための事前準備

ハザードマップ等の確認	<p>ハザードマップで自分の住んでいる地域に起こりうる風水害のリスクを確認</p> <p>※想定される被害の状況（浸水の深さや浸水が継続する時間）や土砂災害警戒区域等の指定の有無を確認し、風水害時の防災行動を検討</p>
環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・災害用の備蓄品や医療器材などを準備
情報の入手方法	<p>区市町村発表の避難情報や気象庁発表の気象情報などを適切に確認できるよう情報の入手方法をあらかじめ整理</p> <p>【避難情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村のホームページ ・防災行政無線 ・区市町村のメール配信サービス <p>【気象情報】 ※常に確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 気象警報・注意報 ・高解像度降水ナウキャスト ・東京アメッシュ <p>【台風情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 台風情報 <p>【河川の水位情報等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省 川の防災情報 ・東京都水防災総合情報システム ・洪水警報・大雨警報（浸水害）の危険度分布 <p>【土砂災害情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 土砂災害警戒情報 ・大雨警報（土砂災害）の危険度分布 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ・ラジオ ・テレビのデータ放送（リモコンのdボタンを押す） ・緊急速報メール ・東京都防災ホームページ ・東京都防災アプリ ・行政機関等のツイッター 等

別添資料

資料 1 災害時・緊急時支援に係る情報提供書兼同意書

資料 2 在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト（例）

資料 3 在宅人工呼吸器使用者のための
災害時個別支援計画

資料 4 在宅人工呼吸器使用者のための
災害時個別支援計画作成の手引

資料 5 新型コロナウイルス感染症蔓延期の人工呼吸器
使用者への災害対応の留意点（令和3年2月時点）

■ 様式2 災害用備蓄リスト

様式2 災害用備蓄リスト-7日を目安に-
適用、対象に応じて項目を追加・削除し、定数の場合は、この定数枠内に定数を記入してください。

品目	備蓄数	避難時の持込数	置き場所など
人工呼吸機		1	
蘇生バッグ		1	
外部バッテリー		1	
予備呼吸器回路		1	
予備気管カニューレ		1	
加温加湿器		1	
パルスオキシメーター		1	
酸素ボンベ		1	
吸引機	バッテリーなし	1	
	バッテリーあり	1	
	非電源式	1	
吸引チューブ		1	
吸引チューブの接続（呼吸器を接続する編組）		1	
グローブ		1	
アルコール綿		1	
蒸留水/精製水		1	
注射器		1	
経腸栄養剤（ ）		1	
吸引ガットル		1	
吸引チューブ、注射機		1	
経腸経鼻栄養チューブ等		1	
消毒液		1	
オムツ		1	
急性細菌カテーテル等		1	
消毒液など		1	
充電機 使用燃料（ ）		1	
蓄電池		1	
消毒薬		1	
延長コード（三又プラグ）		1	
シヨックケーブル		1	
夜間照明		1	
情報機器（ラジオやスマートフォンなど）		1	
モバイル電源、チャージケーブル		1	
水		1	

3ページ
46

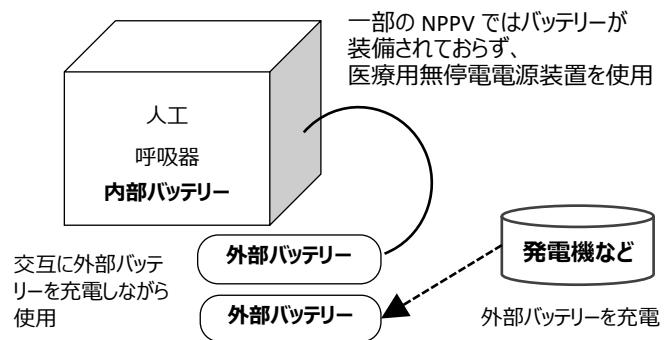
7日間を目安とした備蓄数、避難や受診の際の持込数を記入する。適宜、要・不要な項目があれば追加・削除する。定期的に確認し、使用期限があるものは、入れ替えを行う。

機器・器材の特徴

①呼吸関連

人工呼吸器

電気を動力源とする。鼻マスク等を用いた人工呼吸療法（NPPV）専用の一部の人工呼吸器以外は、内部（本体）バッテリーがある。停電等で、コンセントからの電気が使用できない時は、交互に充電した外部バッテリーで人工呼吸器を使用する。



蘇生バッグ

停電による呼吸器停止時に、手で呼吸を確保する道具。手の届く定位置にすぐ使える状態にしておく。

外部バッテリー

停電時の人工呼吸器の電源。①常に人工呼吸器に繋ぎ、人工呼吸器を動かしながら充電するタイプと、②バッテリー単独で充電し、停電時（使用時）に人工呼吸器に繋ぐタイプがある。そのため、②のタイプは、繋ぎ方を練習しておく必要がある。

バッテリーは経年劣化し、作動時間が短くなっていく。そのため、代替品を備えるなど、安全性を考慮した方法をかかりつけ医などと相談する。また、外部バッテリーがフル充電で何時間使用できるか、またフル充電に何時間かかるのかを日頃から確認しておく。

予備呼吸器回路

災害の影響による破損、新しい回路の供給ができなくなる恐れがあるため、予備の一式を準備しておく。

予備気管カニューレ

長期の避難やカニューレ抜去等の事故にそなえて、カニューレ交換できるよう準備しておく。

加温加湿器

停電時には動かなくなる。人工鼻に変更可能か、非常用電源を用いて使用するかなどかかりつけ医に相談し、対応策を決めておく。なお、人工鼻は、加温加湿器やネブライザなどとは併用しない（過度の吸湿により、人工鼻が閉塞する恐れがあるため併用禁忌）。

パルスオキシメーター

卓上型（AC電源）でバッテリーがあるタイプや、乾電池タイプがある。停電時に長時間の使用は難しくなることも考えられるが、避難した時にも身体状態を確認できるよう、AC電源で作動するタイプだけでなく乾電池で作動するタイプを用意することが望ましい。

新型コロナウイルス感染症蔓延期の人工呼吸器使用者への災害対応の留意点
(令和3年2月時点)

人工呼吸器使用者は、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化するおそれがあると考えられます。そのため、以下の点に留意しましょう。

1) 感染症予防の基本

新型コロナウイルスを含む感染症予防の基本は、マスク着用を含む「咳エチケット」と手指衛生です。

新型コロナウイルスの感染拡大予防には上記二点に加え、三つの密（密閉・密集・密接）を避ける必要があります。三つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指しましょう。

2) 災害時個別支援計画作成等における感染予防について

災害時個別支援計画の作成や共有、防災・避難訓練や災害を想定したシミュレーションの実施など、関係機関や支援者が集まる場合は、関係者は自身の体調に留意し、マスク着用や手指消毒、三つの密の回避等、感染予防を徹底しましょう。

災害時個別支援計画作成や共有等については、ビデオ通話やオンライン会議等を活用し非対面で実施することも、感染リスクの低減には効果的です。

また、関係機関・支援者が少人数で訪問を行う場合も、マスク着用や手指消毒など、感染予防に十分留意することが必要です。

3) 災害発生時の対応

災害発生時は、災害時個別支援計画に沿って対応しますが、可能な範囲で感染症予防に留意しましょう。

避難先での感染を避けるため、在宅にとどまることの危険がなければ、在宅療養を継続しましょう。

4) 平常時の備えについて

在宅療養継続のための電源確保や備蓄品の準備等を平常時から行っておくことが大切です。マスクや手指消毒用アルコールなど、感染症予防に必要な物品についても、普段から準備し、避難が必要な場合は持ち出しができるようにしておく必要があります。また、自己管理のため、体温計や血圧計も準備しておきましょう。

感染症には、新型コロナウイルスをはじめとした新興感染症や、インフルエンザウイルス、ノロウイルスによるもの等、様々な種類があり、それぞれの特性に応じた対策が必要です。

また、新型コロナウイルスを含む新興感染症への対策は、感染経路等の解明が進むにつれ変化する可能性があります。

感染症の発生状況や、感染症の種類に応じた感染予防策・最新の予防策の詳細等については、厚生労働省や東京都感染症情報センター等のホームページでご確認ください。